

秋田県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第八号

秋田県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県産業技術センター条例施行規則（平成二十三年秋田県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表Y A G レーザ加工装置の項及び薄膜構造評価用高輝度X線回折装置の項を削り、同表セラミックス研磨装置の項の次に次のように加える。

薄膜・粉末両用型高輝度X線回折装置

二、五五〇円

別表任意波形発生器の項中「任意波形発生器」を「レーザー加工装置」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。